

鹿沼市介護保険条例の一部改正について

次のように改める。

令和3年2月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市介護保険条例の一部を改正する条例

鹿沼市介護保険条例（平成12年鹿沼市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「33,000円」を「34,200円」に改め、同項第2号中「46,200円」を「47,800円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「51,300円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「61,500円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「68,400円」に改め、同項第6号中「79,200円」を「82,000円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同項第7号中「85,800円」を「88,900円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「99,000円」を「102,600円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中「112,200円」を「116,200円」に改め、同項第10号中「125,400円」を「129,900円」に改め、同項第11号中「138,600円」を「143,600円」に改め、同項第12号中「151,800円」を「157,300円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「19,800円」を「20,500円」に改め、同項第2号中「33,000円」を「34,200円」に改め、同項第3号中「46,200円」を「47,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。